

甲 5 号証

令和 6 年第 3 回 9 月定例会

令和 6 年 9 月 4 日 (水曜日)

＊

議事日程第 12 号

(令和 6 年 9 月 4 日 午前 10 時開議)

第 1 一般質問

<中略>

○副議長 (村上隆一) 10 番、山根議員。

◆ 10 番 (山根基嗣) (登壇) じゃあ、失礼します。市民連合会派の山根基嗣です。本当に、今、来る道中、喜びに満ちてここへ来させてもらっております。十分な質問時間をいただいた仲間に感謝しております。ありがとうございます。

<中略>

最後なんですけれども、住民監査請求が出ておりました。住民監査請求では、既存の小学校を改修した場合は 14 億 5,000 万円、中学校の場合は 12 億 8,000 万円、合計 27 億 3,000 万円と試算していますが、この試算に対してどのような答弁をするのか、答弁をお願いします。よろしくお願いします。

〔10 番山根基嗣議員 質問席へ移動〕

○副議長 (村上隆一) 理事者より答弁を求めます。

宮本教育長。

○教育長 (宮本佳宏) 市民連合の山根議員からの御質問にお答えさせていただきます。

小中一貫教育校についてでございます。

まず、小中一貫教育校とした経緯についてでございます。

教育委員会では、久保、長江中学校区の学校の在り方として、子供たちの命を守り、切磋琢磨できる教育環境の充実を目指し、児童・生徒数の推移や教室数を含む学校施設の整備等から、学校再編後の姿を検討してまいりました。

久保中学校区、長江中学校区をそれぞれ施設一体型の義務教育学校とした場合や久保、長江中学校区を一つの義務教育学校にした場合について検討を行いましたが、施設整備が大規模かつ複雑な構造となることの懸念や山波小学校を卒業した児童が後期課程から編入することになるため、義務教育学校とすることは困難であると判断いたしました。

また、施設分離型では、義務教育学校のよさである教員の乗り入れ授業が編成しにくくなることや、校長が一人となるため危機管理上の課題に迅速に対応できない懸念があることから、義務教育学校ではなく、小中一貫教育校とした経緯がございます。

次に、小中一貫教育校のメリットでございますが、尾道みなと中学校区は施設分離型の小中一貫教育校となります。尾道みなと中学校区の学校には、それぞれの学校に校長が配置さ

れ、教職員組織が構成されます。

また、小・中学校が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程の下、系統的な教育を実現し、知徳体のバランスの取れた生きる力を育成することができると思っております。

さらに、授業や生徒指導において、教職員が共通の指導方法で、9年間、児童・生徒に対応できることが可能となり、子供たちにとっても、小学校から中学校へスムーズに接続することができると考えております。

次に、尾道みなと小学校、尾道みなと中学校の事業費についてでございますが、これから求められる新しい学習環境を確保しながら、適正な事業費となるよう基本設計に取り組み、その結果について先般お示ししたところでございます。

今後の物価の動向等については不透明な部分もございますが、実施設計においても、引き続き同様に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、**住民監査請求で示されている改修費についてでございますが、請求者の算定した事業費の試算においては、校舎の躯体の状況が良好であることを前提に試算されたものであり、教育委員会と見解が異なっているものと考えております。**

教育委員会といたしましては、久保小学校の旧校舎は建築から91年、久保中学校校舎は建築から62年が経過して、老朽化が進んでおり、調査の結果、躯体の状況が良好とは言えないことから、改修については考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

以上